

平成27年度第1回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成27年4月27日(月) 16時05分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員(職務代理者)	津曲 貞利	委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡	教育長	石踊 政昭

◇ **欠席委員**

委員長 窪菌 修

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星野 泰啓	教育部長	藤田 芳昭
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	間世田 敏
文化財課長	兒玉 潤一郎	美術館副館長	山西 健夫
図書館長	斉之平 智	学務課長	松山 武史
学校教育課長	白濱 富男	保健体育課主幹	與崎 次久
国体準備室長	遠藤 章	青少年課長	岩戸 均
生涯学習課長	大堂 洋	少年自然の家所長	藤山 洋一
中央学校給食センター所長	宮里 弘見		

◇ **書記**

総務課主幹	土屋 幹雄	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 5 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について〕
 - 定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について〕
 - 定第 9 号議案 鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱の件
 - 定第 10 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 11 号議案 鹿児島市郡山体育館管理規則の制定について
- 6 報告事項
 - (1) 次世代を切り拓く青少年育成事業「かごしま創志塾」の実施について
 - (2) 総合教育会議について
 - (3) 市議会関係の審議結果等について
 - (4) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

職務代理者（以下「代理者」） ただいまから、平成27年度第1回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

代理者 本日は窪菌委員長が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

代理者 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第1～10号議案は人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

代理者 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立図書館協議会委員の解囑及び委囑について〕 承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解囑及び委囑について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の解囑及び委囑について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第6号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第7号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件

**〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱又は解任及び
委嘱又は任命について〕**

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 9 号議案 鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 10 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 11 号議案 鹿児島市郡山体育館管理規則の制定について

原案可決

代理者 それでは、定第 11 号議案について説明をお願いします。

事務局 それでは、定第 11 号議案について、ご説明いたします。

議案書の 37 ページをお開きください。「鹿児島市郡山体育館管理規則の制定について」でございます。他の社会体育施設と同様に、郡山体育館の管理運営に関する事項を定める規則を制定するものでございます。なお、郡山体育館については、平成 28 年 1 月から供用を開始いたしますが、具体的な日にちについて、まだ決定していないことから、今回は、郡山体育館の指定管理者の指定に関し、手続きに必要な部分のみを制定するものでございます。38 ページをお開きください。規則の概要でございますが、第 3 条では、条例第 3 条の 3 に規定する鹿児島市郡山体育館指定管理者指定申請書と教育委員会が必要と認める書類を、第 4 条では、条例第 3 条の 4 で指定された法人その他の団体に対して交付する鹿児島市郡山体育館指定管理者指定書を、第 5 条では、指定を受け

た法人その他の団体が教育委員会と郡山体育館の管理に関する協定を締結しなければならぬ旨を定めるものでございます。なお、これらの、条項につきましては、他の社会体育施設と同様の内容となっております。次に、この規則の施行でございますが、この規則は、公布の日から施行し、平成27年5月1日に公布することとしております。次に議案書39ページ、40ページは第3条及び第4条関係の様式でございます。以上で説明を終わります。よろしく、お願いいたします。

代理者 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。
（なしの声あり）

代理者 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
（なしの声あり）

代理者 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

6 報告事項

(1) 次世代を切り拓く青少年育成事業「かごしま創志塾」の実施について

代理者 続きまして、報告事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 少年自然の家におきまして、本年度から新規事業として次世代を切り拓く青少年育成事業「かごしま創志塾」を実施いたしますのでご報告いたします。まず、本事業の趣旨でございますが、郷土の未来を担う志の高い者同士が出会い、様々な体験を通して夢を育み、国内はもとより、世界で活躍できる人材を育成するという目的のもとに実施するものでございます。次に本事業の募集対象・人数につきましては、市内の中学校・高等学校等に在籍する生徒、または、市内に居住し市外の中学校・高等学校に通学する生徒で、それぞれ12名の計24名を募集いたします。3の募集期間につきましては、5月22日まででございます。4の実施期間につきましては、第1ステージが、8月2日から8月9日までの7泊8日、第2ステージが11月21日、22日の1泊2日でございます。最後に、5の実施内容につきましては、資料に3点ほど記載しておりますが、郷土への愛着や誇りを土台に、グローバルに活躍できるための素養を磨くことに重点をおいたカリキュラムを展開する予定でございます。なお、本事業は、少年自然の家を活動の拠点として、次年度以降も継続して実施していく予定でございます。以上で、報告を終わります。

代理者 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
（なしの声あり）

委員 募集期間が始まっているかと思いますが、これは単純な公募なのか、あるいは学校の推薦を受けるのかどのような形態なのか、現在の応募状況と、今回が第1回ということですが第2回目以降、縦のつながりを持たせるとか何か活用方法をお考えなのかお聞かせください。

事務局 まず募集につきましては、基本的には公募でございます。ただし、対象校を

すべて訪問いたしまして学校長に事業の説明、協力依頼をしているところがございます。2点目についてですが、現在応募状況は正式な申し込みはまだ1件もございませんが、10件ほど保護者から電話での問い合わせがございます。

委員　　今回は1回目だということですが、今後継続の仕方についてどのようなお考えでしょうか。

事務局　　2回目、3回目と歴史を重ねていきまして、それぞれの期の同窓会という形で交流を継続していけたらと考えております。あわせまして、卒業後は鹿児島市で実施する国際交流に係る様々な事業等にも参画していただきたいと考えておまして、継続的に国際交流体験を積ませるということを想定しております。

委員　　これと似たようなものが昔ありましたか。

事務局　　テーマは違いますが、鹿児島県が5泊6日でリーダー塾を青少年研修センターを活動拠点として実施しておりました。

委員　　県でわりと似たようなプログラムをしていて、同じ時期に重なるかと思えますがいかがでしょうか。

事務局　　重なりがあるかもしれないですが、鹿児島市の方も魅力があると思います。

委員　　今年は他にも薩摩スチューデントとか魅力的な事業がたくさんあり、せっかくなので重なったら大変だと思いましたが、うまく調整をとられるといいですね。

委員　　グローバルな視野を持つためのALTや留学生との交流、英語漬けの2日間と書いてあるのですが、これは実施期間で言いますと、第2ステージにあたるのでしょうか。

事務局　　現在の計画でいきますと、ALTそれから留学生等との英語漬けの2日間、これは第1ステージ8月3、4日を予定しております。

委員　　それと青少年の翼というような取り組みとは何か関係を持たせようとしているのかおたずねいたします。

事務局　　鹿児島市国際交流課で実施しております青少年の翼は、中学校期、高校・大学期でそれぞれ違いますが、今後は連携を図れたらいいと考えております。

代理者　　ほかにお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 総合教育会議について

代理者　　続きまして、報告事項(2)について、説明をお願いします。

事務局　　報告事項関係資料②をご覧ください。平成27年度の第1回鹿児島市総合教育会議の開催についてご説明いたします。開催日時は、27年5月19日の14時から15時まで、場所は、鹿児島市役所の本館2階特別会議室でございます。出席者は、会議の構成員である市長と教育委員、そのほか、関係職員とし

て、企画財政局からは、企画財政局長、企画部長のほか、関係職員、教育委員会からは、管理部長、教育部長のほか、関係職員が出席いたします。また、会議の事務局は、企画財政局企画部政策企画課でございます。

なお、当日の具体的な協議題は未定でございますが、第1回目の会議でございますので、この会議の趣旨や、市長が策定することとなっている大綱についての説明、大綱の策定の方法などについて協議していただくこととなるのではないかと考えております。2ページ目は、総合教育会議と大綱の概要を参考までにまとめたものでございます。この2つはいずれも地方教育行政法の改正により、新たに設置・策定が義務付けられたものでございます。1の総合教育会議は、(2)の趣旨の欄にありますように、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。(5)の協議事項は、大綱の策定のほか、教育の施策や緊急時に講ずべき措置について協議・調整を行うこととされており、(7)開催回数は年数回程度を予定しております。次に、2の大綱は、(2)の趣旨にありますように、市長に策定が義務付けられたもので、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。(3)の記載内容につきましては、教育基本法に規定された方針を参酌することとなっているほかは、特に詳細な定めはなく、各地方公共団体の実情に応じて定めることができるようになっております。また、(5)のその他にありますように、大綱の策定にあたっては、総合教育会議で協議することとされております。以上で説明を終わります。

委員 1年間色々もんで、それからほしい4、5年間の教育の大綱を策定するということですね。

事務局 開催につきましては例年数回されることになっています。相互の連携を図るという趣旨もございます。大綱につきましてはほしい4年ぐらいのサイクルになるかと思えます。大綱自体は国の説明会等での情報によりますと、市町村教育振興基本計画をもってそのまま大綱にするということでもかまわないとされております。ちょうど本年度、教育振興基本計画策定年に当たっておりますのでそこも加味しまして総合教育会議の中で協議されるところでございます。

代理者 ほかにご聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 市議会関係の審議結果等について

(4) 教育委員会関係の主な行事について

代理者 続きまして、報告事項(3)及び(4)について、説明をお願いします。

事務局 議案つづりの41ページをご覧ください。報告事項(3)市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。桜島爆発対策特別委員会が4月22日に開催され、教育委員会の関係では、学校降灰除去事業の実施内容等について、報告

を行いました。つづきまして、報告事項(4)教育委員会関係の主な行事につきまして、ご説明いたします。まず、5月5日のこどもの日でございますが、市営施設の無料開放を行います。①でございますのは、小・中学生の教育施設等の入館料の免除、並びに、水族館だけは割引ということでございます。これ以外につきましては、小中学生は無料ということでございます。②の公共体育施設の無料開放につきましては、これは子どもたちに限らず、市民の皆さんに無料開放するというところでございます。次に、鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会の定期総会が5月18日午前10時から、かごしま市民福祉プラザで開催されます。以上でございます。

代理者 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)



7 その他

代理者 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 来月の予定でございます。5月の定例会は、5月29日金曜日の16時30分からでございます。場所は教育委員会室でございます。なお、市役所では5月1日よりクールビズとなりますので、ノー上着ノーネクタイの軽装をお願いいたします。

代理者 他にございませんか。
(なしの声あり)

8 閉会

代理者 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】